

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

平成23年9月28日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）の一部改正に伴い、自社株対価公開買付けの利用が促進されることが想定されることから、自社株対価公開買付けに伴う新株の発行に関する上場手数料の取扱いを明確化するため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正します。

2. 改正概要

自社株対価公開買付けに伴う新株の発行に関する上場手数料の算出においては、発行価格に相当するものとして、当該公開買付けの決済の開始日における自社株の最終価格を用いることを明確化します。

（備 考）

- ・上場手数料等に関する規則第2条第2項第5号の2

3. 施行日

平成23年10月1日から施行します。

以 上